

松風町職員住宅の閉鎖を大筋合意

～ 新たな職員住宅の確保および現在の入居者に同様の設備で移転先の確保を確認 ～

2016年2月に市当局より、松風町の職員住宅（松風町2番）を閉鎖したいという考え方が提案されました。現在入居可能な住宅は『松風町2番1号（1号棟、24戸）』『松風町2番3号（3号棟、20戸）』『松風町2番4号（4号棟、20戸）』の計3棟（64戸）あります。閉鎖の主な理由として示されたのは、建物の老朽化により今後の維持が難しいということで、予定としては1号棟については2016年の8月、3号棟・4号棟については2年後の2018年3月を目途に閉鎖したいという内容でした。組合としては、現在の3棟の老朽度を認識した上で、この建物の状況では職員住宅として入居する職員のニーズに答えて維持していくことは難しいと判断し、新たな職員住宅を確保することと、現在の入居者の移転条件について協議を行ってきました。

現在の入居者への対応

○ 1号棟について

まず1号棟に入居する職員に対しては、閉鎖までの期間が短いということから当局には早急に転居先を準備させました。転居先は、同じ松風町の教職員住宅（松風町1番）に10戸、旭町の管理職住宅（旭町4番）に2戸確保しており、シャワー等の設備についても現在と同様の設備とすることで確認しています。

間取りについては、教職員住宅は現在の職員住宅と部屋数・面積ともにほぼ同様で、管理職住宅は1部屋多くなっています。

引越しの費用については、急な提案という状況も勘案させ、全額当局負担とすることで確認をしてきました。費用負担の方法については、市が契約した引越業者を入居者が使用し、市が直接引越業者へ支払いする方法を考えているとのことですが、しかし、当局は、費用の負担は1世帯1回までとの考えを出しており、例えば1号棟から3号棟、4号棟へ引っ越した場合、自費で引越しをしたのであれば2年後の閉鎖に伴う引越しの際には市で費用負担することになりますが、3号棟または4

号棟に市費で引っ越したのであれば2年後の再引っ越しの際には自費負担という考えとなります。また、民間の住宅（アパート・借家）や持ち家に引っ越す場合であっても引越しの費用は全額当局負担することも併せて確認しております。

○ 3号棟および4号棟について

3号棟および4号棟の移転についてですが、現在の職員住宅の管理戸数を確保することで当局と確認しているため「2年後に転居先が無い！」ということにはならず、今後は、民間住宅（アパートなど）の借上げなどの方法も含め検討させるため、別途協議を行っていくことで確認しました。

引越し費用についても1号棟と同様に、全額当局負担とすることで確認しております。

入居者へ説明を行い合意へ

組合は、2月下旬にこれらの内容を持って、職員住宅に入居する職員のところへ説明に伺い対応を進めてきました。

現在の施設設備が確保されているかなど確認事項はまだありますが、居住している場所から引越さないのが最も望ましいのですが入居者には移転することについては一定の理解をいただけたのを確認したため、2月29日に当局と松風町2番の1号棟と3号棟および4号棟の閉鎖について大筋合意してきました。

今後は、3号棟および4号棟の移転先として、管理戸数分の住居数を確保するための協議を引き続き進めます。

職員の福利厚生に関する事項を守るため、組合は引き続き取り組んでまいります。